

○「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(新旧対照表)

改正	改正前
第1条 (略) (定義)	第1条 (略) (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 受動喫煙 室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこ(たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。以下同じ。)の煙を吸わされることをいう。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 受動喫煙 室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこ(たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ(喫煙用に供し得る状態に製造されたものに限る。)をいう。以下同じ。)の煙を吸わされることをいう。
(2)～(10) (略)	(2)～(10) (略)
第3条～第16条 (略) (指導及び勧告)	第3条～第16条 (略) (指導及び勧告)
第17条 知事は、施設管理者が第9条第1項若しくは第2項、第11条、第12条、第13条第1項(第20条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は第15条第1項(第9条第2項、第12条及び第13条第1項を除き、これらの規定を第22条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反していると認めるときは、当該施設管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。	第17条 知事は、施設管理者が第9条第1項若しくは第2項、第11条、第12条、第13条第1項(第20条第3項において準用する場合を含む。)又は第15条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該施設管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告することができる。
第18条～第20条 (略) (特例第2種施設)	第18条～第20条 (略) (特例第2種施設)
第21条 (略)	第21条 (略)
2 第15条第2項、第16条から前条まで及び第24条の規定は、特例第2種施設については、適用しない。 (特定施設の特例)	2 第15条第2項、第16条から前条まで及び第23条の規定は、特例第2種施設については、適用しない。 (新規)
第22条 健康増進法(平成14年法律第103号)第25条の4第4号に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)にあつては、第8条、第10条及び第12条の規定は、適用しない。	
2 特定施設に係る第9条第1項、第11条及び第15条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「禁煙の」を「公共的空間(健康増進法第25条の4第6号に掲げる喫煙関連研究場所及び同法第25条の11第1項各号に掲げる場所を除く。)の全部を喫煙することができない区域とする」と、第11条中「における公共的空間」を「における公共的空間(健康増進法第25条の4第6号に掲げる喫煙関連研究場所及び同法第25条の11第1項各号に掲げる場所を除く。)」と、第15条第1項第1号	

改正	改正前
<p>中「公共的空間」を「公共的空間（健康増進法第25条の4第6号に掲げる喫煙関連研究場所及び同法第25条の11第1項各号に掲げる場所を除く。）」とする。</p> <p>第23条・第24条（略）</p>	<p>第22条・第23条（略）</p>

【参考】「健康増進法」
（定義）
第二十五条の四
一 たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。

「たばこ事業法」
（定義）
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 たばこ タバコ属の植物をいう。
二 葉たばこ たばこの葉をいう。
三 製造たばこ 葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう。
（製造たばこ代用品）

第三十八条 製造たばこ代用品は、これを製造たばことみなしてこの法律の規定を適用する。
2 前項に規定する製造たばこ代用品とは、製造たばこ以外の物であつて、喫煙用に供されるもの（大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第一条に規定する大麻、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第二号に規定するあへん並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。